

の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五百十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五百十三條の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五條の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六條の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百五十六條の二十の十一及び第五百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇五十四（略）

第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五百五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五百十三條の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五條の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六條の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百五十六條の二十の十一及び第五百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇五十四（略）

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第百九十七条の二第十号の四若しくは第十号の五、第百九十八条第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）</u>、<u>第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）</u>、<u>第百九十八条の六第十一号の四、第二百条第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）</u>、<u>第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）</u>若しくは<u>第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五</u></p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第百九十八条第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）</u>、<u>第百九十八条の二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第八十一条、第百二条の十五、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）</u>、<u>第百九十八条の六第十一号の四、第二百条第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）</u>、<u>第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）</u>若しくは<u>第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六</u></p>

第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五百十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）、若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）、又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五百十三條の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五條の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六條の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百五十六條の二十の十一及び第五百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）、若しくは第十号（第五百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇五十四（略）

十六條の三十一第一項及び第五百五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）、若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）、又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五百十三條の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五條の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六條の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百五十六條の二十の十一及び第五百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）、若しくは第十号（第五百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇五十四（略）

の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五百十三條の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五條の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六條の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百五十六條の二十の十一及び第五百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇三十九（略）

四十 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第十三条の二第十三号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ〜ニ（略）

九〇五十四（略）

（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）

第十三条の二 法第十二条の五第二項第一号の国家公安委員会規則で定める罪は次のとおりとする。

一〇十二（略）

十三 麻薬特例法第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ（略）

第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五百五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五百十三條の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五條の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六條の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百五十六條の二十の十一及び第五百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇三十九（略）

四十 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第十三条の二第十四号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ〜ニ（略）

九〇五十四（略）

（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）

第十三条の二 法第十二条の五第二項第一号の国家公安委員会規則で定める罪は次のとおりとする。

一〇十二（略）

十三 麻薬特例法第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ（略）

ロ 麻薬特例法第八条第二項（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）に規定する罪のうち、第一条第四十号二(1)から(4)までに掲げる罪に係る罪

十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第八条第一項又は第三項（同条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

十五（略）

（離脱の意志を有する者に対する援護の措置等）

第二十七条 法第二十八条第一項の規定により公安委員会が行う援護の措置は、次のとおりとする。

一（略）

二 離脱者又は暴力団からの離脱の意志を有する者（以下この条及び第二十九条において「離脱希望者」という。）の就業環境への円滑な適応に資するための民間の自主的な組織活動を支援すること。

三十一（略）

ロ 麻薬特例法第八条第二項（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）に規定する罪のうち、第一条第三十九号二(1)から(4)までに掲げる罪に係る罪

十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第八条第一項又は第三項（第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

十五（略）

（離脱の意志を有する者に対する援護の措置等）

第二十七条 法第二十八条第一項の規定により公安委員会が行う援護の措置は、次のとおりとする。

一（略）

二 離脱者又は暴力団からの離脱の意志を有する者（以下この条及び次条において「離脱希望者」という。）の就業環境への円滑な適応に資するための民間の自主的な組織活動を支援すること。

三十一（略）

○暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）（第四条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第百九十七条の二</u>第十号の四若しくは第十号の五、<u>第百九十八条第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）</u>、<u>第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第二項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六條の三、第百五十六條の二十の三、第百五十六條の二十の十七、第百五十六條の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六條の四十に係る部分に限る。）</u>、<u>第百九十八条の六第十一号の四、第二百条第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第七項及び第三項並びに第百五十六條の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）</u>、<u>第二百五九条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六條の五の五第三項に係る部分に限る。）</u>若しくは第十六号、第二百五五</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第百九十八条第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）</u>、<u>第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第二項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第八十一条、第百二条の十五、第百五十六條の三、第百五十六條の二十の三、第百五十六條の二十の十七、第百五十六條の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六條の四十に係る部分に限る。）</u>、<u>第百九十八条の六第十一号の四、第二百条第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第七項及び第三項並びに第百五十六條の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）</u>、<u>第二百五九条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六條の五の五第三項に係る部分に限る。）</u>若しくは第十六号、第二百五五</p>

の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五百十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五百十三條の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五條の七に係る部分に限る。）第八号（第五百五十六條の十三に係る部分に限る。）第九号の二（第五百五十六條の二十の十一及び第五百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇五十四（略）

第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五百五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五百十三條の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五條の七に係る部分に限る。）第八号（第五百五十六條の十三に係る部分に限る。）第九号の二（第五百五十六條の二十の十一及び第五百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇五十四（略）

○国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第九十七條の二第二号の四若しくは第十号の五、第九十八條第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八條の四、第九十八條の五第二号の二（第五十七條の二十第一項に係る部分に限る。）</u>、第九十八條の六第一号（第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第六十六條の二十八、第八十一條、第二百二條の十五、第二百六條の十一、第二百五十五條の二、第二百五十六條の三、第二百五十六條の二十の三、第二百五十六條の二十の十七、第二百五十六條の二十四第二項から第四項まで並びに第二百五十六條の四十に係る部分に限る。）、第九十八條の六第十一号の四、第二百二條第十三号若しくは第十七号（第二百六條の三第一項及び第四項、第二百六條の十七第一項及び第三項並びに第二百五十六條の五の五第一項及び第四項に限る。）、第二百五十五條第九号、第十三号（第二百六條の三第三項（第二百六條の十第四項及び第二百六條の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第二百五十六</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第九十八條第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八條の四、第九十八條の五第二号の二（第五十七條の二十第一項に係る部分に限る。）</u>、第九十八條の六第一号（第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第六十六條の二十八、第八十一條、第二百二條の十五、第二百五十六條の三、第二百五十六條の二十の三、第二百五十六條の二十の十七、第二百五十六條の二十四第二項から第四項まで並びに第二百五十六條の四十に係る部分に限る。）、第九十八條の六第十一号の四、第二百二條第十三号若しくは第十七号（第二百六條の三第一項及び第四項、第二百六條の十七第一項及び第三項並びに第二百五十六條の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五十五條第九号、第十三号（第二百六條の三第三項（第二百六條の十第四項及び第二百六條の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第二百五十六條の五の五第三項に係る部分に限る。）。</p>

条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五百十六條の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)、若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。)、又は第二百六条第二号(第四百九条第二項前段(第五百十三條の四において準用する場合を含む。))及び第五百五十五條の七に係る部分に限る。)、第八号(第五百五十六條の十三に係る部分に限る。)、第九号の二(第五百五十六條の二十の十一及び第五百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。)、若しくは第十号(第五百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

九〇五十四 (略)

(若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五百十六條の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。))若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。)、又は第二百六条第二号(第四百九条第二項前段(第五百十三條の四において準用する場合を含む。))及び第五百五十五條の七に係る部分に限る。)、第八号(第五百五十六條の十三に係る部分に限る。)、第九号の二(第五百五十六條の二十の十一及び第五百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。)、若しくは第十号(第五百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

九〇五十四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第百九十七条の二第十号の四若しくは第十号の五、第百九十八条第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）</u>、<u>第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）</u>、<u>第百九十八条の六第十一号の四、第二百条第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）</u>、<u>第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）</u>若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第百九十八条第一号、第二号、第三号の二、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）</u>、<u>第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第八十一条、第百二条の十五、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）</u>、<u>第百九十八条の六第十一号の四、第二百条第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）</u>、<u>第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）</u>若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六</p>

第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五百十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五百十三條の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五條の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六條の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百五十六條の二十の十一及び第五百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇三十九（略）

四十 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イホ（略）

四十一〇五十四（略）

十六條の三十一第一項及び第五百五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五百十三條の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五條の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六條の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百五十六條の二十の十一及び第五百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇三十九（略）

四十 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第十三條の二第十四号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イホ（略）

四十一〇五十四（略）